

外貨定期預金 契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。）

- この書面には、外貨定期預金のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。
- 外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
- 外貨定期預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります。

- 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 円を外貨にする際（お預け入れ時）および外貨を円にする際（お引き出し時）は手数料（お預け入れ時およびお引き出し時それぞれ、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭）がかかります。
- お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート（お預け入れ時）、TTBレート（お引き出し時）をそれぞれ適用します。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円）がかかるため、お受け取りの外貨元利金の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

〔商号・住所〕 川崎信用金庫 神奈川県川崎市川崎区砂子2-11-1

〔商品の概要〕

商品名	外貨定期預金
商品概要	外国通貨建ての、期間の定めのある預金です。
預金保険	外貨預金は預金保険の対象外です。
販売対象	法人および個人のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 <ul style="list-style-type: none"> 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年 なお、1ヵ月ものは自動継続方式に限り取扱います。 自動継続方式（元利継続型／利息受取型） <ul style="list-style-type: none"> 元利継続型：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 利息受取型：前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。また、利息はあらかじめ指定された同じ通貨の外貨普通預金口座、または円の普通預金口座に入金します。 非継続方式：元利金を満期日以後に一括して払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> 満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> 1週間以上1年未満。
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨	<ul style="list-style-type: none"> 一括お預け入れです。 1,000通貨単位以上 1補助通貨単位 米ドル、ユーロ
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> お預け入れ時の金利を満期日まで適用します。金利については窓口にお問い合わせください。満期日以後に一括してお支払いします。 原則として、付利単位を1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。 利子所得は、個人のお客さまは源泉分離課税（国税15%、地方税5%）として課税されます（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税として国税額×2.1%が追加課税され、国税が15.315%となります）。 お利息はマル優の対象外です。 法人のお客さまは総合課税となります。

手数料および適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
付加できる特約事項	特にございませぬ。
期限前解約時のお取り扱い	原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、解約日における当金庫の当該通貨の普通預金利率により計算した期限前解約利息とともに払い戻します。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> お預け入れ後、為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を、事前に確定することはできません。 為替差益への課税は次の通りとなります。 (法人のお客さま) 総合課税。 (個人のお客さま) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 くわしくはお客さまご自身で税理士等専門家に相談くださいますようお願い申し上げます。 この預金は本店営業部で取り扱います。これ以外の店舗では本店営業部へ取次ぎます。 この預金の取扱時間は、午前 10 時 30 分頃（ユーロ建ては 11 時頃）から午後 2 時 30 分頃までです。 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における当金庫の当該通貨の普通預金利率により計算します。 この預金はご融資の担保とすることはできません。
当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございませぬ。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス部（9 時～17 時、電話：0120-119-034）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-5524-5671）までお申し出ください。また、お客さまから、東京の弁護士会（東京三弁護士会）や神奈川県弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）— もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部若しくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
〔お問い合わせ先〕	店頭または下記までお問い合わせください。 電話 0120-391-849

〔外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場〕

	お預け入れ・お引き出し方法	手数料・金利等
お預け入れ	円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振替	為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭）を含んだ為替相場である当金庫所定の TTS レートを適用
	外貨現金でのお預け入れ （米ドルに限ります）	現金受払手数料 1 米ドルあたり 2 円 （本店営業部以外の店舗ではお預け入れ手続きは翌営業日となります。）
	外国送金到着による外貨のお預け入れ	外貨受払手数料 入金金額の 0.05%、最低手数料 2,500 円
お引き出し	円の現金でのお引き出し 円預金へのお振替	為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭）を含んだ為替相場である当金庫所定の TTB レートを適用
	外貨現金でのお引き出し （米ドルに限ります）	現金受払手数料 1 米ドルあたり 2 円 （本店営業部以外の店舗では外貨現金のお渡しは翌々営業日以降となります。）
	外国送金のためのお引き出し	外貨受払手数料 出金金額の 0.05%、最低手数料 2,500 円 このほかに、別途外国送金手数料などがかかります。

- ・ 上記手数料には消費税はかかりませぬ。
- ・ 旅行小切手による入出金については、お取扱いいたしません。